



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(28)

## 目 次

### 病院事業局関係

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 1

## 病院事業局関係

### 山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及びその支給割合は、次の表に掲げるとおり」を「は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、その支給区分は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給区分」に改め、同項の表中

「支給割合」	を	「支給区分」	に、	「局長 特1種 局次長 室長」	を	「局長 室長」	1種	に、
「事務局長」		1種		「事務局長 副院長(鶴岡病院の副院長を除き、医療職給料表(1)の適用を受ける者に限る。) がん・生活習慣病センターの副所長 救命救急センターの副所長 中央病院の看護部長」	を	「鶴岡病院の副院長(医療職給料表(1)の適用を受ける者に限る。) 中央病院の看護部長」	3種	に改め、同条第2項を
「副院長(鶴岡病院の副院長を除く。) がん・生活習慣病センターの副所長 救命救急センターの副所長 中央病院の看護部長」		3種		「事務局次長 薬局長(鶴岡病院の薬局長を除く。) 看護部長(中央病院の看護部長を除く。) 主幹」		「事務局次長 薬局長(鶴岡病院の薬局長を除く。) 看護部長(中央病院の看護部長を除く。) 主幹」	4種	

次のように改める。

2 前項の表の中欄に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による支給区分に応じ、それぞれ次の表の額の欄に定める額とする。

給料表	職務の級	支給区分	額
行政職給料表	8 級	1 種	94,000円
	7 級	3 種	70,800円
		4 種	53,100円
	6 級	4 種	49,900円
医療職給料表(1)	4 級	特1種	137,700円
		1 種	110,100円
		3 種	88,100円
	3 級	特1種	128,500円
		1 種	102,800円
		3 種	82,200円
医療職給料表(2)	7 級	4 種	70,100円
	6 級	4 種	49,900円
	5 級	4 種	47,100円
医療職給料表(3)	6 級	3 種	69,300円
		4 種	52,000円

第8条第3項を削る。

第11条中「、汚物等処理作業手当及び早朝勤務手当」を「及び汚物等処理作業手当」に改める。

第12条第1項中「、汚物等処理作業従事職員特殊勤務実績簿及び早朝勤務従事職員特殊勤務実績簿」を「及び汚物等処理作業従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第22条第1号中「支給割合の区分」を「支給区分」に改める。

第23条中「、早朝勤務手当」を削る。

附則第5項の前の見出し、同項及び附則第6項を削る。

附則第7項中「の規定により算出した」を「に規定する」に改め、同項を附則第5項とする。

別表第1のイの表中

8 級	1 局次長又は室長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
9 級	局長の職務

を

に改める。

8 級	1 局長又は室長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務
-----	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)第5条第1項の規定により管理職手当が支給される職員のうち、この規程による改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(以下「新規程」という。)第8条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲

げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていた改正前の第8条第1項の表職の欄に掲げる職に係る同表支給割合の欄に定める支給割合の区分(以下「旧区分」という。)より低い支給割合の区分に相当する新規程第8条第1項の表支給区分の欄に定める支給区分(以下「支給区分」という。)に対応する同表職の欄に掲げる職を占める職員(以下「下位区分等相当職員」という。)以外の職員をいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当の額
- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員 同日に旧区分より低い支給割合の区分に相当する支給区分を改正前の第8条第1項の支給割合の区分とみなして改正前の第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い支給割合の区分に相当する支給区分を改正前の第8条第1項の支給割合の区分とみなして改正前の第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他病院事業管理者の定めるこれらに準ずるものであった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員 前各号の規定に準じて病院事業管理者の定める額

平成19年4月1日印刷  
平成19年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056